

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：東北北海道経済交流中小企業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 木並 伸一
- (3) 所在地：北海道釧路市大川町1番13号

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和3年5月28日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、及び、実習実施者への指導等必要な措置を講じていなかったことにより、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認められたため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：備後経済振興協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 小野 俊男
- (3) 所在地：広島県福山市引野町四丁目19-1

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和3年5月28日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っておらず、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社アトリエアンドウ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 安藤 忠義
- (3) 所在地：埼玉県行田市向町 2 番 28 号

2 認定の取消を行った計画の認定番号 (15 件)

平成 30 年 8 月 29 日認定 「認 1804040446」 「認 1804040447」 「認 1804040448」
同年 11 月 22 日認定 「認 1804062431」 「認 1804062432」 「認 1804062433」
「認 1804062434」 「認 1804062435」 「認 1804062436」
令和 元年 10 月 2 日認定 「認 1904045654」 「認 1904045655」 「認 1904045656」
同年 11 月 6 日認定 「認 1904055558」 「認 1904055559」 「認 1904055560」

3 処分内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 3 年 5 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと並びに外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の答弁をしたこと及び虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社荒井興業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 荒井 徳之
- (3) 所在地：東京都八王子市館町 451 番地 1

2 認定の取消を行った計画の認定番号（8 件）

- 平成 30 年 4 月 10 日認定「認 1704022283」「認 1704022284」「認 1704022285」
令和 元年 5 月 7 日認定「認 1804081589」
同年 5 月 9 日認定「認 1904006603」「認 1904006604」
同年 5 月 27 日認定「認 1804081590」「認 1804081591」

3 処分内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 3 年 5 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社石田産業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 木下 茂
- (3) 所在地：滋賀県彦根市高宮町 702-4

2 認定の取消を行った計画の認定番号（8件）

平成30年 7月 4日認定 「認 1808013046」「認 1808013047」「認 1808013048」
同月 6日認定 「認 1808010166」「認 1808010167」「認 1808010168」
「認 1808010169」「認 1808010170」

3 処分内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年5月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ユニット
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 瀬戸川 晋矢
- (3) 所在地：岡山県井原市東江原町 86 番地 4

2 認定の取消を行った計画の認定番号 (11 件)

平成 30 年	4 月	4 日	認定「認 1709002969」	「認 1709002970」	「認 1709002971」
同年	7 月	27 日	認定「認 1809007302」	「認 1809007304」	
同年	8 月	3 日	認定「認 1809004323」	「認 1809004324」	「認 1809004325」
同年	8 月	16 日	認定「認 1809013553」	「認 1809013554」	
同年	8 月	24 日	認定「認 1809007931」		

3 処分内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 5 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社サカニシ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 阪西 康成
- (3) 所在地：奈良県大和郡山市小林町 289 番地の 3

2 認定の取消を行った計画の認定番号（4 件）

平成 30 年 5 月 7 日認定 「認 1708012020」「認 1708012021」

平成 31 年 4 月 5 日認定 「認 1908000852」「認 1908000853」

3 処分内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 5 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社佐々木エンジニア
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 佐々木 誠一
 - (3) 所在地：徳島県徳島市国府町観音寺 602 番地の 10

- 2 認定の取消を行った計画の認定番号（5 件）
 - 平成 30 年 3 月 16 日認定 「認 1710000924」
 - 同年 4 月 17 日認定 「認 1710002243」
 - 同年 6 月 5 日認定 「認 1810001208」 「認 1810001700」
 - 令和 元年 6 月 25 日認定 「認 1910001134」

- 3 処分内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 5 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社サンケイ
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 岡田 茂利
 - (3) 所在地：愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目 105 番 3

- 2 認定の取消を行った計画の認定番号（6 件）

平成 30 年 9 月 10 日認定「認 1806035453」「認 1806035454」「認 1806035455」
同年 12 月 11 日認定「認 1806051156」「認 1806051157」「認 1806051158」

- 3 処分内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 5 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：城中工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 城中 康文
- (3) 所在地：神奈川県川崎市川崎区大島上町1番2号

2 認定の取消を行った計画の認定番号（8件）

平成30年 7月 6日認定「認 1804021354」「認 1804021355」「認 1804021356」
「認 1804022981」「認 1804022982」
同年 9月 11日認定「認 1804043823」「認 1804043824」「認 1804043825」

3 処分内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年5月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社大輝
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 張 崇麟、代表取締役 吉田 貴枝
- (3) 所在地：愛知県弥富市鍋平三丁目 5 番地

2 認定の取消を行った計画の認定番号（9 件）

平成 30 年 6 月 25 日認定 「認 1806017427」 「認 1806017428」 「認 1806017429」
同年 8 月 17 日認定 「認 1806030894」 「認 1806030895」 「認 1806030896」
同年 8 月 21 日認定 「認 1806017424」 「認 1806017425」 「認 1806017426」

3 処分内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 3 年 5 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社高岡
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 高岡 信人
 - (3) 所在地：福井県福井市高柳一丁目 1601 番地

- 2 認定の取消を行った計画の認定番号（3件）
平成30年 8月23日認定 「認 1807005340」「認 1807005341」「認 1807005342」

- 3 処分内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和3年5月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：津村 将也
- (2) 代表者職氏名：津村 将也
- (3) 所在地：和歌山県御坊市名田町楠井 1936 番地

2 認定の取消を行った計画の認定番号（12 件）

平成 3 0 年 3 月 6 日認定「認 1708004051」「認 1708004052」「認 1708004053」
「認 1708005768」「認 1708005769」「認 1708005770」
平成 3 1 年 3 月 2 5 日認定「認 1808041273」「認 1808041274」「認 1808041275」
令和 元年 9 月 5 日認定「認 1908019055」「認 1908019056」「認 1908019057」

3 処分内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 3 年 5 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したこと及び虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社永田バイオ研究所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 永田 栄一
- (3) 所在地：長野県須坂市墨坂南一丁目3番7号

2 認定の取消を行った計画の認定番号（4件）

平成30年10月24日認定 「認 1805005677」「認 1805005678」

令和元年11月28日認定 「認 1905005581」「認 1905005582」

3 処分内容

技能実習法第16条第1項第2号及び第4号の規定に基づき、令和3年5月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

技能実習計画の作成指導を受けた監理団体による実習監理を受けていないこと及び技能実習法第13条第1項の規定に基づく主務大臣の職員による検査を拒んだことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第8号）及び第4号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：久永圧送有限会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 久永 雅樹
- (3) 所在地：静岡県袋井市宇刈 1115 番地の 1

2 認定の取消を行った計画の認定番号（6 件）

- 平成 30 年 6 月 20 日認定 「認 1806016609」
同年 11 月 19 日認定 「認 1806050561」
平成 31 年 1 月 29 日認定 「認 1806061025」
令和 元年 8 月 14 日認定 「認 1906025751」
同年 9 月 9 日認定 「認 1906030893」
令和 2 年 4 月 13 日認定 「認 1906070640」

3 処分内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 3 年 5 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（同法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：ファイブワン株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 瀬戸川 晋矢
- (3) 所在地：岡山県井原市東江原町 42 番地 1

2 認定の取消を行った計画の認定番号（16 件）

平成 30 年	3 月 20 日認定	「認 1709007860」	「認 1709007861」	
同年	3 月 23 日認定	「認 1709007862」	「認 1709007863」	「認 1709007864」
同年	3 月 30 日認定	「認 1709009732」	「認 1709009733」	
同年	5 月 10 日認定	「認 1709008880」	「認 1709008881」	「認 1709008882」
同年	5 月 15 日認定	「認 1809003436」	「認 1809003437」	「認 1809003438」
同年	5 月 17 日認定	「認 1809004328」		
同年	8 月 16 日認定	「認 1809007930」		
同年	12 月 18 日認定	「認 1809022618」		

3 処分内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 5 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社マルタシエルサービス
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 田代 孝之、代表取締役 荻 勝浩
- (3) 所在地：三重県鈴鹿市一ノ宮町 1156 番地 1

2 認定の取消を行った計画の認定番号 (21 件)

平成 30 年 4 月 18 日認定 「認 1706014896」 「認 1706014897」 「認 1706014898」
同年 5 月 7 日認定 「認 1806000112」 「認 1806000113」 「認 1806000114」
「認 1806000119」 「認 1806000120」 「認 1806000121」
平成 31 年 3 月 4 日認定 「認 1806067445」 「認 1806067446」 「認 1806067447」
同年 4 月 10 日認定 「認 1806074109」 「認 1806074110」 「認 1806074111」
令和 元年 10 月 9 日認定 「認 1906036498」 「認 1906036499」 「認 1906036500」
令和 2 年 4 月 23 日認定 「認 1906072273」 「認 1906072274」 「認 1906072275」

3 処分内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 5 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社めぐみ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 奥山 幸輝
- (3) 所在地：秋田県横手市大雄字石持 105 番地 6

2 認定の取消を行った計画の認定番号（9件）

平成30年 3月22日認定「認 1702003471」「認 1702003472」「認 1702003473」
同年 4月 6日認定「認 1702003761」「認 1702003762」「認 1702003763」
「認 1702003764」「認 1702003765」「認 1702003766」

3 処分内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年5月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ワイズ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 高橋 文彦
- (3) 所在地：岐阜県羽島市竹鼻町飯柄 1060 番地

2 認定の取消を行った計画の認定番号（2件）

平成30年11月 8日認定「認 1806048685」
同月 26日認定「認 1806049697」

3 処分内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年5月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【実習実施者に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：中国木材株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 堀川 保幸、代表取締役 堀川 智子、
代表取締役 堀川 保彦
- (3) 所在地：広島県呉市広多賀谷三丁目1番1号

2 処分内容

技能実習法第15条第1項の規定に基づき、令和3年5月28日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

認定計画に従って技能実習を行わせておらず、技能実習の適切な実施を確保するために必要があると認められたため。